

➤ メール配信サービス登録へのお願い

⇒ 現在、介護保険制度運営等に関する様々な川崎市からのお知らせは、全てメール配信にてご連絡させていただいております。

メール配信サービスについて、未登録の事業所につきましては、次の方法で登録をお願いいたします。

かわさきメール配信サービス

川崎市ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/>)

ートップページ左側オレンジ枠内「毎日の暮らしに関する情報」内

ーよく利用される情報のカテゴリー内

ー「メールニュースかわさき」

【登録の流れ】

①空メールを送ります

②登録メールが返信されます

③URL をクリックしてページを開きます

④利用上の注意を読み、同意ボタンを押します

⑤メールマガジン登録へを押し、配信サービスを選択

(介護保険課からのメール配信を受信するためには、「介護保険事業者向け情報」を選択する必要があります)

⑥登録ボタンを押します

住宅改修が必要な理由書について

Q ケアマネジャーから、住宅改修が必要な理由書の作成を住宅改修事業者に丸投げされたことがあるが、誰が作成すべきものなのか。

A 住宅改修が必要な理由書を作成する者は、基本的には居宅サービス計画等を作成するケアマネジャー及び地域包括支援センター担当職員とされており、理由書を作成する業務は、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業の一環として位置付けられています。

ただし、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成に当たる介護支援専門員等がない場合には、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネータ検定試験2級以上の資格を有する者が理由書を作成することができます。

⇒理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネータ検定試験2級以上の資格を有する者が理由書を作成した場合は、申請の際、理由書に資格証の写しを添付してください。

➤ 介護保険では、「住宅改修が必要な理由書」に基づいて住宅改修工事が行われます。

したがって、

①利用者の心身の状況にあった工事であるか

(手すりを浴槽の両側につける場合、両側に手すりがないと体を支えられないという心身の状況なのか等)

②日常生活上の必要な工事であるか

(庭との段差の解消を図る場合、趣味のガーデニングをすることが日常生活に欠かせないものなのか等)

③住宅の状況に応じた工事であるか

④福祉用具で代替はできないか

について検討し、理由書に反映した上で、その内容をふまえた工事でないと、給付は認められません。

⇒理由書をもとに見積もりを行ってください。理由書と整合性の取れない工事は認められません。

改修内容の変更について

➤ ①強度の不足等、見積り段階では予測しえなかった事情により、工事の内容をやむを得ず一部変更する場合

②利用者の希望等により改修内容の変更を行った場合

⇒必ず改修を行う前に区役所高齢者支援課・健康福祉ステーション介護給付担当まで電話等で対応について御相談ください。

⇒住宅改修は、ケアマネージャー等が作成した理由書を根拠に行われるものですので、例え利用者の希望による変更でも、理由書に記載されている目的を逸脱した改修を行ってしまった場合、保険給付の対象外となり、不支給となってしまいます。

➤ 見積り書にない工事を追加で行った場合

⇒承認を行っているのは、あくまでも事前申請の提出書類に記載されている改修ですので、新規の改修を無断で追加することは認められません。保険給付の対象とはならず不支給になります。

追加で改修が必要になった場合の対応としましては、改めて申請を行った上で、別個の改修として手続きを行ってください。

受領委任払い事業者登録の変更・廃止について

Q 事業所名が変更になったが、手続きの方法を教えてください。

A 川崎市ホームページから届出書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、川崎市役所介護保険課あてにご郵送ください。

トップページ > 暮らし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者・介護保険 > 介護保険制度 > ダウンロード > 【事業者向け】受領委任払い事業者登録・変更届出等 > 受領委任払い事業者登録の変更・廃止等

Q 住宅改修取扱事業者一覧表に、福祉住環境コーディネータ2級の表示をしてほしい。

A 川崎市ホームページから届出書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、資格証のコピーを添付し、川崎市役所介護保険課あてにご郵送ください。

トップページ > 暮らし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者・介護保険 > 介護保険制度 > ダウンロード > 【事業者向け】受領委任払い事業者登録・変更届出等 > 受領委任払い事業者新規登録 > 福祉住環境コーディネータ検定試験2級以上の資格を有する者等について(照会)

